

令和4年10月

お客様各位

気仙沼信用金庫

「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお手続きについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では令和4年11月に電子交換所を設立し、これまで各地の手形交換所において実施してきた「手形・小切手の現物交換」による方法から「手形・小切手イメージデータによる送受信」による「電子交換」に11月4日から移行します。

お客様のお手続き方法に変更はありませんので従来通りご利用いただけますが、ご留意いただきたい事項について下記のとおり取りまとめましたのでご確認ください。

[詳細につきましては「電子交換所設立のご案内」をご覧ください。](#)

1. 手形・小切手の手続きに関する留意事項

<手形小切手の記入方法>

電子交換は手形・小切手の券面をスキャナ等で読み取り、イメージデータ化した上で電子交換所との送受信を行います。

手形・小切手の券面に記載された金額等の各種情報を正確に読み取る必要が有りますのでお客様におかれましては以下の事項に十分なご配慮をお願いいたします。

金額等の必要事項が読み取りできない場合、決済をせずにそのまま取立依頼人にご返却させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

振出日	<ul style="list-style-type: none">・和暦で、日付印の使用、または、文字が消えない筆記具で記入してください。・日付印がかすれたり不鮮明な場合は加筆等をしないで、二条線で抹消し届出印を捺印の上で日付印を押し直してください。手書きの場合も同様です。
記名印	<ul style="list-style-type: none">・届出の記名印を所定の箇所に、鮮明に印字してください。・記名印にゴミ等がついた場合は、取り除いてから印字してください。・インクは濃くても薄くても不鮮明になりますので、試し押しの上で鮮明に印字してください。・記名印が経年劣化等で、摩滅や破損により鮮明に印字出来ない場合は、記名印を作り直すなどして記名印変更の届け出を提出してください。

届出印	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の印鑑を記名印の右側に、記名印と重ならないように捺印してください。 ・印鑑は朱肉やゴミ等が溜まりやすいので定期的に汚れを取り除いて使用してください。 ・印鑑は朱肉が濃すぎても不鮮明になりますので、試し押しなどをして鮮明に捺印するようにしてください。 ・不鮮明等により印鑑を押し直す場合は、不要な印鑑は二条線で抹消してください。 																																																																										
金額	<ul style="list-style-type: none"> ・金額の偽造や改ざん、誤記等の防止のため、金額の手書きは避け、チェックライター、手形発行機等をご使用ください。 ・所定欄からはみ出さないようにご記入ください。 <p>【アラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手書きはせずにチェックライター等をご使用ください。 ・金額の頭部に「¥」、金額の終わりには「※」「★」等の終止符号、および3桁ごとに「,」を印字してください。 ・チェックライターのインクが十分でない場合、または濃すぎる場合は、イメージデータの金額を読み取れない場合がありますので、インク濃度の確認をお願いいたします。また、チェックライターの経年劣化等により印字が不鮮明の場合は更新をご検討ください。 <p>【漢数字でご記入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字間をつめてご記入いただき、下表の漢数字のみご利用ください。 ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 ・金額の頭部に「金」を、金額の終わりには「円」を記入してください。 ・電子交換所で読み取ることのできる次の漢数字を「楷書」で記入してください。 <table border="1" data-bbox="263 1234 1428 1431"> <tr> <td></td> <td colspan="3">1</td> <td colspan="3">2</td> <td colspan="2">3</td> <td colspan="3">4</td> <td colspan="2">5</td> <td colspan="2">6</td> <td colspan="2">7</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td><td>壱</td><td>弍</td> <td>弍</td><td>弍</td><td>貳</td> <td>貳</td><td>参</td> <td>参</td><td>四</td><td>泗</td><td>肆</td> <td>五</td><td>伍</td> <td>六</td><td>陸</td> <td>七</td><td>漆</td><td>質</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">8</td> <td colspan="3">9</td> <td colspan="2">10</td> <td colspan="3">100</td> <td colspan="2">1,000</td> <td colspan="2">10,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>八</td><td>捌</td><td>九</td> <td>玖</td><td>拾</td><td>什</td> <td>百</td><td>伯</td> <td>陌</td><td>千</td><td>仟</td><td>阡</td> <td>万</td><td>萬</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億</p> <ul style="list-style-type: none"> ・崩し字の例 <p>「○ 伍 (楷書)」使用可 「✖ 伍 (崩し字)」使用不可</p>		1			2			3		4			5		6		7		漢数字	壹	壱	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質		8			9			10		100			1,000		10,000				漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	伯	陌	千	仟	阡	万	萬			
	1			2			3		4			5		6		7																																																											
漢数字	壹	壱	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質																																																								
	8			9			10		100			1,000		10,000																																																													
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	伯	陌	千	仟	阡	万	萬																																																													
訂正方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金額の誤記は訂正できません。新しい手形・小切手を使用してください。 ・金額以外の記入事項を訂正する場合は、訂正箇所届出印を捺印することとし、訂正記入や捺印を「金額欄、金庫名」に重ねないでください。 																																																																										
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・券面余白へのメモ下書きは行わないでください。 ・文字による復記、補記は行わないでください。 ・アラビア数字で記載した金額欄に漢数字での記入、漢数字で記載した金額欄にアラビア数字での記入、余白欄への取引内容の記入等はしないでください。 																																																																										

2. お支払い可能日

種類	変更前		変更後	
	受付店	払戻可能日	受付店	払戻可能日
小切手	気仙沼地区 大船渡地区	口座入金日の翌々営業日	気仙沼地区	口座入金日の翌々営業日 の資金決済後
	上記以外	口座入金日の翌営業日 または 支払金融機関に送付され た小切手の到着日以降	上記以外	口座入金日の翌3営業日 の資金決済後
手形	気仙沼地区 大船渡地区	支払期日の翌営業日	全て	支払期日の翌営業日 の資金決済後
	上記以外	支払期日 支払期日の翌営業日 支払期日の翌々営業日		

3. 電子交換所を経由しない取立

電子交換所開始以降は原則として全ての手形・小切手は電子交換所を経由して決済することになります。但し、下記の一部の取引については電子交換所を経由できませんので個別取立の対応を行います。

- ・電子交換所に交換提示することのできない一部証券類(預金通帳、預金証書、観光券等)
- ・電子交換所に参加していない一部金融機関の手形・小切手
- ・その他特別の事情により個別取立が必要となる場合

4. その他のお知らせ

(1) 当座勘定規定の改定

電子交換所の決済開始日で令和4年11月4日(金)より、当座勘定規定を改定いたします。なお、改定後の規定は既に当座勘定をご利用のお客様へも適用されます。当座勘定規定とともに「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」についても改定いたします。詳細については後日当庫ホームページでお知らせいたします。

(2) 代金取立手数料の改定について

電子交換所での決済開始に伴い、11/4(金)より代金取立手数料の改定をさせていただきます。詳細につきましては当庫ホームページでお知らせしております。

(3) 電子的な決済手段への移行について

金融界では政府において閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて政府や産業界と連携を図りながら、2026年度(令和9年3月末)までに

手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面等の手続きの省力化や各種管理コストの削減等、発行側・受け取り側の双方にあります。

お客様におかれましても、「インターネットバンキング」を利用した振込、「電子記録債権（でんさい）」といった電子的な決済手段のご検討をいただきますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫各店窓口へお願いいたします。